

第35回和光市個人情報保護審議会会議録

開催日	令和元年8月5日（月）14：00～15：09
開催場所	和光市役所4階 401会議室
出席者	大島義則委員、斎藤智文委員、竹村幸子委員、宇部章子委員、松永安正委員、伊藤直良委員、木暮晃治委員（以上7名出席） （事務局）大島副市長、安井総務部長、大塚情報推進課長、田中課長補佐、大塚主任、清水主事 （健康保険医療課）斉藤統括主査、大坂主任
議題	1 会長及び副会長の選出 2 国民健康保険法第75条の3の規定に基づく埼玉県による保険給付の点検調査に係るオンライン結合による情報の提供について（諮問事項） 3 平成30年度個人情報取扱事務について 4 その他
資料	次第 1－1 平成30年度個人情報保護制度実施状況 1－2 個人情報に係る請求受付処理簿 1－3 個人情報取扱事務登録目録（平成30年度） 1－4 個人情報目的外利用・外部提供登録目録（平成30年度） 1－5 個人情報取扱事務 登録状況一覧表（要配慮個人情報） 参考資料1 平成30年度情報公開制度実施状況 参考資料2 公文書開示請求等受付処理簿 2－1 国保総合システム概要（H30年1月～） 2－2 保険者でのセキュリティ対策 2－3 都道府県による給付点検調査（概要）

1 開会

14時00分開会。

2 委嘱書の交付

副市長から、各委員へ委嘱書を交付

3 副市長あいさつ

4 委員の紹介

＊委員の自己紹介（委員名簿順に行う）

（大島委員→斎藤委員→竹村委員→宇部委員→松永委員→伊藤委員→木暮委員）

＊事務局の自己紹介

（安井部長→大塚課長→田中課長補佐→大塚主任→清水主事）

5 議題

(1) 会長及び副会長の選出

＊選出経過

（安井部長） 次に、次第5に移りたいと思います。初めに、会長及び副会長の選出となります。個人情報保護条例第37条第2項の規程によりまして、会長及び副会長は委員の互選により定めることとなっております。どなたかいかがでしょうか。立候補もしくは推薦がございましたらお願いしたいと存じます。

（木暮委員） 大島さんをお願いしたいと思います。

（安井部長） ただいま大島様のご推薦がございました。よろしいでしょうか。

（全委員） 異議なし。

（安井部長） よろしくお願いいたします。次に副会長についてです。

（木暮委員） 前もやっていたいでいるので斎藤さんをお願いしたいと思います。

（安井部長） ただいま前回も副会長をされているということで、斎藤様ということで了解いただけるでしょうか。

（全委員） 異議なし。

（安井部長） それでは、会長が大島委員、副会長が斎藤委員ということで決定いたしました。それでは、会長大島様と副会長斎藤様に一言ずつごあいさつをいただきたいと思います。

（大島会長） ただいま会長に選任されました弁護士の大島義則です。議事がうまく進行していけるように頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

（斎藤副会長） 前回も副会長を拝命したんですけれども、今回も副会

長として会長を支えて進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

(安井部長) ありがとうございました。次の議事につきましては、条例第38条第1項の規定により、議長を大島会長にお願いいたしまして、進行のほどよろしくお願いいたします。

- (2) 国民健康保険法第75条の3の規定に基づく埼玉県による保険給付の点検調査に係るオンライン結合による情報の提供について（諮問事項）

*** 大島副市長より大島会長へ諮問事項の提出**

(大島副市長) 和光市個人情報保護条例第10条2項に基づき、皆さまからご意見をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(大島会長) それでは、5議題(2)「国民健康保険法第75条の3の規定に基づく埼玉県による保険給付の点検調査に係るオンライン結合による情報の提供を行うことについて」を審議いたします。担当職員から説明をお願いいたします。

*** 事務局からの説明（健康保険医療課 大坂主任）**

2-1 国保総合システム概要（H30年1月～）

2-2 保険者でのセキュリティ対策

2-3 都道府県による給付点検調査（概要）

に基づき説明。

(大島会長) 説明が終わりましたので、「国民健康保険法第75条の3の規定に基づく埼玉県による保険給付の点検調査に係るオンライン結合による情報の提供を行うことについて」皆様のほうから、ご質問等がありましたらお願いします。

(木暮委員) 私は、高齢者で高額療養費算定というのが非常に関心があります。これは、アウトプットとして、今までと同じように個人のほうに通知は来るのでしょうか。個人に来るものについては今までとかわらないのですか。

- (大坂主任) 全く同じです。今回のは、県がレセプト情報を見られるようにするという事です。
- (木暮委員) ウイルスバスターのようなウイルス対策ソフトは入っているんですか。
- (大塚課長) 県にセキュリティ対策について確認をしたのですが、そのパソコンに本来許可されてないソフトが入れられていないかどうかを確認するための資産管理ソフトが導入されます。その他、USBメモリによりデータが抜き出されないようにUSBの接続の管理用のツール、操作履歴がわかるツールが導入されるということです。
- (大島会長) ただいまセキュリティの点について、事務局のほうからご説明がありました。
- (松永委員) 今までのネットワークから県のほうに専用回線を引いて、県の専用端末でそれを見れると。そういう状況と認識してよろしいですか。そうするとウイルス対策とかおっしゃっていましたが、保護対策として専用端末の方だけを確認していればいいということになりますよね。そういう認識でよろしいでしょうか。
- (大塚課長) はい。今、松永委員がおっしゃったとおりで、もともとセキュリティ対策がとられていた国保のシステム、これに仮想専用線といって、暗号化されて安全な通信を確立した回線を使って埼玉県とシステムとは接続をするという形になります。今回の接続に関しては、その通信回線が安全かどうかということ、その通信回線の先の県の接続端末にセキュリティ対策が十分とられているかというところがポイントになると思います。それ以外の部分については、もともとセキュリティ上問題がない状態で運用されているという理解でよろしいかと思います。
- (松永委員) そうすると県のほうは、市のデータを全部自由に見れる状態なのか、それとも市のほうで管理していて、県とのやりとりの中で必要に応じて出せるとか、そういったデータの管理体制はどうなのか。
- (大塚課長) 今回の情報管理というのは、和光市の国民健康保険に加入されている方を診察した結果の全部のレセプトが対象になります。この和光市の分についてはすべて県が、和光

市の分として見ることは可能になります。その中で必要な対象を県が選んでいく形になると思います。そこについて、県のほうで閲覧できる形になっていくと思います。

(松永委員) そういうことは、例えば県のほうで悪意がある、データを持っていくようなことがあったとしたら、全部持っていかれてしまうという危険性があるということ、その辺はどうですか。

(大塚課長) その管理体制の一つとして、先ほどお伝えしたセキュリティ対策ソフト、この中で、操作履歴の管理であるとか基本的には照会画面から見るだけで持ち出すことはしないことになっています。外に出そうとするとUSBメモリで外部にデータを抜き出すための機能が必要になってくるかと思うのですが、そこを管理するための端末管理用のツールが導入されてセキュリティが担保されています。万が一管理者が悪いことをしてしまうととめようがないことになってしまうと思うのですが、埼玉県庁の職員が操作をしますので、公務員の法律で規律を保っていると思います。

(松永委員) わかりました。ありがとうございました。

(大島会長) 今ので、私からも質問なのですが、USBで外部に持ち出すことが県の方では制限されている。これは、物理的に制限されているということで、セキュリティが確保されているというご説明だったかと思います。それと県の方の閲覧履歴、そういうものは保存されているのでしょうか。

(大塚課長) 端末の操作履歴もこのシステムの中で取得できるようになっていると回答をいただいております。

(大島会長) そうすると持ち出しのときの制限、あとは閲覧履歴によってある意味、インシデントが起きたときに追跡ができるような形は整えていると理解はしました。その他、ご質問ございますか。

(木暮委員) 埼玉県の住民の転勤などで他の県に異動する。埼玉県から他の県に移ることもありますよね。それらは全部管理されるのですね。

(大坂主任) 国保資格自体、県単位となりますので、県の外に出るこ

とはありません。転出されると国保に新たに入る形になります。一から入り直しということになります。

(木暮委員) 年金などもそうですが申請をなさいますとか、県民は何も義務はないんですか。

(大坂主任) 国民健康保険の場合、資格の取得、喪失、転出引っ越すとか、会社の保険にかわったといったものについては、それぞれ加入者の方が2週間以内に届出してもらうことになっています。それは、それぞれ個人の方にやっていただくことになります。引っ越しますから保険証を返します。新しいところに転入すれば、前、国民健康保険に入っていたらっしゃいましたので新しい保険証をお出しします。届出をしていただければ、保険証は切れ目なく出ます。

(木暮委員) 国民健康保険、普通の県民はこういうことになったと知らないですよ。知らなくてもいいのですか。

(大島会長) オンライン結合の点について審議したいと思います。保険給付のことについては、我々の審議の対象外だと思います。オンライン結合をどうするか、あるいはその際の個人情報取り扱いについて、ご意見、ご質問をいただければと思います。

(竹村委員) データを入力するというのは、前回の時に、入力データ業務の委託者の契約違反があったというようなことで、前の審議会のときにお話されたと思います。今回、県のほうに入力するデータを移すということですから、データ管理は埼玉県だけなのか、委託業者に頼むのですか。

(大島会長) 私も過去の議事録を読んでそういった問題があったように認識しております。今回の件ですと、県に対してオンライン結合、専用回線を確立するということですが、その操作の主体が県の職員に限定されているのか、それだけではなく委託業者が専用回線を使う可能性があるのかという質問ですね。

(竹村委員) そうです。

(大島会長) 現時点でわかってる範囲で、事務局からお願いします。

(大坂主任) その部分につきましては、全県内の全市町村から同意書もらった時点で、詳細な事務の要綱を県のほうで定めるといような話を聞いております。現時点では広域で県が

やることになっているということで、誰が閲覧するかというのは決まっております。

(大島会長) そうすると今回オンライン結合の可否について審議をして、その後の運用に関しては、全市から同意が得られた段階で県のほうで運用は定められるということですね。委託するかどうかというのは、今後の運用の問題なので現在の段階ではわからないということになるのでしょうか。

(竹村委員) お任せコースでね。今お話聞くと、県が市から委任状をもらってから、細かいことは県でやりますよと。その後の経過として、それが本当に順当に適正にその運用されているのかを監督する機会があるのかどうか。その点はいかがでしょうか。

(大島会長) 私のほうで法令の適用を整理させていただいてよろしいですか。まず、今回レセプト情報なのですが、こちらの和光市個人情報保護条例第2条の第1項の個人情報にまず該当すると思われます。これは医療情報なので第2条第3項の要配慮個人情報にも該当すると思われます。その際のルールなのですが、この条例第10条第1項2号において法令等の定めがあるときには、目的以外の目的のために個人情報を当該実施機関内部において利用し、又は当該実施機関以外の者に提供してはならないとなっております。

今回、国民健康保険法75条の3、こちらの規定が法令の定めになりまして、この法令の定めに基づいて、条例第10条第1項第2号により第三者提供は条例上は許容されている。今回の諮問は、第12条で電子計算機等の端末機を結合する方法による提供の制限という条文がございます。この第12条1項のルールを充足しているかというのが、この審議会における審議事項だと思われます。

条文を読み上げますと、第12条は、「実施機関は、法令等に定めがあるとき、又は公益上に必要があり、かつ、提供を受ける者が十分な個人情報の保護措置を講じていると認められるときでなければ、通信回線を用いた電子計算機又は電子計算機の端末機を結合する方法により、個人情報を実施機関以外の者に提供してはならない。」というルー

ルがあるんですね。今回のオンライン結合が法令等に定めがあるとき、これは先ほどの国民健康保険法75条の3でクリアしています。

まず法令上の定めがあり、かつ提供を受ける者、今回県ですね。十分な個人情報保護措置を講じているかということと先ほどから説明をしているセキュリティ対策はどんなものか、あるいは委託先はどうなんだというような話が、保護措置は十分なのかということに関わってくるのと思うので、十分な審議をしていただければと思います。

市として何らかの措置ができるかという話なんですが、第11条に提供先に対する措置要求等という条文があるので、「実施機関は、個人情報を実施機関以外の者に提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受ける者に対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。」というのがあるので、ここの運用が定まった段階で、例えば委託先の問題とか出てきたら、第11条に基づく措置の要求の可能性というのはあるのではないかと条例を読んでいました。事務局のほうから意見等あればご説明いただきたいんですが。

(大塚課長) 今回審議していただいて、県でどういう保護措置をしていくのかというのを質問しまして、それは先ほど説明したようなソフトウェアを導入するのかだとか、回線は仮想専用線を使うというご説明をさせていただいたところです。

我々も単純にただ同意したらそれで終わりというわけではなくて、必要があればどういうふうにセキュリティ対策を実施していくのかというのは、相手方に情報提供を求めていきます。それがもちろん不十分であればこういったことを求めていきたいというのは、この条文に基づいて実施していけるかと思っております。現状は技術的な問題として、オンライン結合が可能かどうか。運用面については、やはり十分な配慮が必要なところであると思いますので、必要に応じて確認をしていきたいと思います。

(大島会長) この場で十分な個人情報保護措置の確認をするには限界

があると思うので、我々の審議会としては、その保護措置は十分講じてくださいということを前提に答申を出すということになろうかなと思います。

その他、ご意見等ございますか。

(全委員) なし。

(大島会長) それでは、ほかにご質問等もないようですので、この辺で本審議会としての意見をまとめていきたいと思います。

諮問事項「国民健康保険法第75条の3の規定に基づく埼玉県による保険給付の点検調査に係るオンライン結合による情報の提供を行うことについて」は了承することによってよろしいでしょうか。みなさんのご意見をよろしくお願いいたします。

(全委員) 異議なし。

(大島会長) それでは異議がありませんので、本審議会としては、諮問事項について了承をすることにしたいと思います。

(大塚課長) 今いただいたご意見を踏まえて、答申案を作成させていただいて、この会が終わるまでにつくらせていただいて、市長に提出する準備をさせていただきたいと思います。皆様からいただいた貴重なご意見、先ほどの十分な保護措置を講ずること、そこを確認するということをご意見として付記させていただいて答申案を作成させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(大島会長) よろしく願いいたします。それでは、答申案はこの会が終わるまでにできるそうですので、その際に確認を話したいと思います。

それでは、次の議事のほうに移っていきますけれども、5議題(3)の「平成30年度個人情報取扱事務について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

(3) 平成30年度個人情報取扱事務について

* 事務局からの説明（情報推進課 大塚主任）

平成30年度個人情報取扱事務について

資料1－1「平成30年度個人情報保護制度実施状況」

資料1－2「個人情報に係る請求受付処理簿」

資料1－3「個人情報取扱事務登録目録（平成30年度）」

資料1－4「個人情報目的外利用・外部提供登録目録（平成30年度）」

資料1－5「個人情報取扱事務 登録状況一覧表（要配慮個人情報）」
に基づき説明。

※個人情報保護・情報公開制度実施状況の請求件数及び内容については、
広報6月号、和光市ホームページに掲載しています。

※質疑応答等

（大島会長） ただいまの説明につきまして、何かご意見やご質問がございますでしょうか。

（全委員） なし。

(4) その他

（大島会長） それでは、5議題(4)「その他」について、事務局から説明をお願いいたします。何かありますでしょうか。

（大塚主任） 特にございません。

（大島会長） 5議題(4)は特になしということです。予定されて議題は以上です。

* 事務局より全委員へ答申書案の配付

（大島会長） ただいま諮問の答申案について、事務局のほうからお配りをさせていただきました。「和光市個人情報保護条例（平成12年和光市条例第49号）第12条第2項の規定に照らし、慎重に審議した結果、国保総合システムと埼玉県のための専用ネットワークにより、和光市で管理しているレセプト情報を埼玉県と電子計算機の結合を行い提供することは法令等に定めがあり、また、個人情報の保護に関しオンライン結合において必要な措置が講じられていると認められるため、審議会として妥当であると判断する。」ということです。

2 審議会の付帯意見、「和光市から同意により運用が開始された後、埼玉県でオンライン結合による個人情報の取扱いが適切に行われているか、十分な個人情報の保護措置を講じているか適宜確認すること。」というような意見をつけさせて

いただきました。条文の第11条の話があったんですが、実際に個人情報を提供する際にいろいろな条件をつける条文なので付帯意見としては、十分な個人情報の保護措置を講じているかというこの要件について、しっかり確認をしてくださという形がよろしいかと思って作成をさせていただいております。

これについてご了承はいただけますか。

(全委員) 異議なし。

(大島会長) それでは、異議がないようですので、こちらの答申で了承いただいたとしたいと思います。

* 大島会長より副市長へ答申書の提出

(大島会長) それでは、審議の上、答申させていただきます。よろしくをお願いいたします。

(大島副市長) はい。よろしくお願いいたします。

6 連絡事項等

(大島会長) それでは、予定された議題は以上でございますが、事務局から何かありますか。

(大塚主任) 今後につきましては、今回と同様、審議会に対する諮問等何か特別な事態が発生した場合にお集まりいただくことになろうかと思いますが、今の時点で次の予定はございません。

(大島会長) ありがとうございます。以上を持ちまして、閉会いたします。本日はお疲れさまでした。

15時09分閉会